

実績評価書

資料2-1

(厚生労働省30(I-5-2))

		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
指標3 難病相談支援センターにおける相談件数 (アウトプット)		難病相談支援センター事業は、難病法第28条に基づく事業として実施されるものであり、難病の患者の療養生活の質の維持向上や難病の患者及びその家族の生活の質の向上を図る上で重要な施策であることから、指標として相談実績件数を設定している。目標値については、引き続き相談対応の質・量を充実させる必要があることから、目標を前年度以上とした。 ※計上方法は都道府県により異なっている。 ※平成28、29年度は相談記録がある相談件数を計上しており、平成27年度は相談記録のないものも含めた相談件数を計上しているため、単純に比較できない。								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		平成28年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	毎年度		△
		103,686件		119,721件	103,686件	105,517件	集計中	前年度以上		
年度ごとの目標値				(参考値)	-	前年度 (103,686件) 以上	前年度 (105,517件) 以上			

達成目標2について		ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等を図るため、ハンセン病対策を推進すること								
		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
		国の隔離政策によりハンセン病の患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他の社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されており、とりわけ、ハンセン病の患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消及び患者・元患者の名誉回復を図る必要があることから、当該数値を測定し、目標を前年度以上とした。								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		平成29年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	毎年度	○	△
測定指標		31,660人	36,098人	32,370人	31,331人	31,660人	31,457人	前年度以上		
年度ごとの目標値			前年度 (25,805人) 以上	前年度 (36,098人) 以上	前年度 (32,370人) 以上	前年度 (31,331人) 以上	前年度 (31,660人) 以上			
		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
		ハンセン病の患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、中学生を対象としたパンフレットに加え、指導者向けのパンフレットを作成し、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発を実施する必要があることから、当該指標を選定し、目標を全国の中学生1年生の生徒数等の調査結果に基づき、中学生向けパンフレットの印刷及び発送した部数とした。								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		-	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	毎年度	目標年度の生徒数	○
指標5 中学生向けパンフレットの印刷及び発送部数 (アウトプット)		-	1,380,000部	1,354,000部	1,511,000部	1,506,000部	1,582,906部	目標年度の生徒数		
年度ごとの目標値			目標年度の生徒数 (1,380,000人)	目標年度の生徒数 (1,354,000人)	目標年度の生徒数 (1,511,000人)	目標年度の生徒数 (1,506,000人)	目標年度の生徒数 (1,582,906人)			

※ 平成24年度から平成28年度は第3期基本計画期間である。

総合判定	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③【相当程度進展あり】
		(判定結果) B【達成に向けて進展あり】 (判定理由) ・ 指標1については、平成30年度の実績値は集計中であるが、平成30年度末時点で、目標値(892,445件)以上の医療受給者証の交付を行っていることが概算で判明しており、目標を達成できる見込み。前年度に比べ、医療受給者証交付件数が増加した理由としては、平成30年4月1日から、新たに1疾病が指定難病に追加されたこと等も影響していると考えられる。 過年度実績で見ると、平成29年度の医療受給者証交付件数は平成28年度に比べて減少し、目標値を下回った。理由としては、指定難病の追加(24疾病)等により医療受給者証交付件数が増加した一方で、難病法の制定時等に設けた経過措置 [*] の終了等に伴い一時的に医療受給者証交付件数の減少し、その減少分が増加分を上回ったため、全体として医療受給者証交付件数が減少したものと思われる。 ※ 難病法施行(平成27年1月1日)前の特定疾患治療研究事業により医療費助成を受けていた者であって、法施行後も継続して医療費助成を受けている者に対して、平成29年12月31日までの3年間は重症度分類を考慮せずに認定する、自己負担上限額を法施行後の原則よりも引き下げる等の措置を講ずるもの。

	<ul style="list-style-type: none"> ・指標4については、平成30年度実績値は目標値を若干下回っているものの、ほぼ前年の水準を維持しており、目標を概ね達成していると判断できる。 ・指標5については、平成30年度実績値(1,582,906部)は目標値(1,582,906人)と一致しており、目標を達成していると判断できる。 ・これらのことから、支援を必要とする難病・小児慢性特定疾病に必要な支援を届ける仕組みの構築が着実に評価でき、ハンセン病等の偏見・差別の解消に着実に寄与していることから、施策目標の達成に向けて進展があると判定した。 		
評価結果と今後の方向性	<p>(有効性の評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標1については、直近の実績値が把握できる平成29年度においては、医療受給者証交付件数が前年度比で減少した。これは、指定難病の追加等により医療受給者証交付件数が増加した一方で、難病法の制定時等に設けた経過措置の終了等に伴い医療受給者証交付件数の減少したためであると思われるが、医療費助成が必要な患者に対する助成は充実していると評価できる。 ・指標2については、平成31年度当初では65箇所が難病拠点病院として指定されており、引き続き難病患者に対する医療提供体制の整備は進んでおり、難病及び小児慢性特定疾病的患者に対する良質かつ医療の提供に資する有効な取組が実施されていると評価できる。今後も、都道府県毎に少なくとも1か所拠点病院を整備するという目標達成に向けて、引き続き取り組んでいく。 ・指標3については平成30年度実績値は集計中であるが、12月時点ですでに約9万件あり、例年程度の相談件数となると思われることから、難病患者からの相談支援体制が有効に機能していると評価できる。 ・指標4については、平成30年度実績値は目標値をやや下回ったが、毎年度3万人台を確保しており、知識の普及啓発による偏見・差別の解消及び患者・元患者の名誉回復に資する取組が実施されていると評価できる。 ・指標5についても、パンフレットの配布については前年度より増であり、中学生向け及び指導者向けのパンフレットの作成により、普及啓発の実施は有効に機能していると評価できる。 ・以上のことから、施策目標に向けて現行の取組が有効に機能していると評価できる。 		
	施策の分析	<p>(効率性の評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標1については、医療費助成が必要な患者に対し、必要な助成額を支給するものである。 ・指標2及び指標3については、毎年、予算の範囲内での執行かつ同程度の執行額でありながら、例年の指定難病追加により、医療費助成が必要な者に対する助成を広げており、難病拠点病院の設置数が増加し医療提供体制の整備が着実に進み、難病に関する相談支援体制も継続して行なっている。 ・さらに、指標4及び指標5については、事業毎に予算の執行率を踏まえ予算額の見直しを行っており、ハンセン病対策事業の全体の予算額としては大きな増減はなく、目標値を概ね達成している。 ・以上のことから、本施策がある程度効率的に機能していると考えられる。 	
			<p>(現状分析)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難病及び小児慢性特定疾病については、難病法や児童福祉法の一部を改正する法律法等に基づき、総合的な対策の推進に取り組んできたところである。各指標から、「医療費助成が必要な患者が医療費助成を受けるための仕組みの整備」や「より早期に正しい診断が受けられる医療提供体制」、「難病患者等の療養生活の質の維持向上のための相談体制」について、着実に取組が進んでいると評価できる。 ・その一方で、難病は多種多様であり、疾病の種類や病状の変化等に応じて、患者が必要とする支援ニーズも異なり変化していくことから、そうした難病患者や小児慢性特定疾病患児等の抱える多様なニーズに対応していくため、必要な取組について、検討を加え、必要な措置を講じていく必要がある。 ・また、ハンセン病対策については、指標5において、パンフレットの配布が増加傾向となっていることから、普及啓発の推進は着実に進んでいるものの、指標4に関しては、前年度より減少しており、より一層の普及啓発の推進を目指して、施策の見直しについて検討を加え、必要な措置を講じていく必要がある。

次期目標等への反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 難病対策及び小児慢性特定疾病対策については、現在、関係審議会(厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会と社会保障審議会児童部会小児慢性特定疾病患児への支援の在り方に関する専門委員会の合同委員会)等において、難病法及び改正児童福祉法附則に基づく見直しの議論が行われているところ。同委員会等における議論を踏まえ、研究開発の更なる推進、仕事と治療の両立のための支援や小児慢性特定疾病患児の自立支援の更なる充実などに向けた必要な取組に向け、検討を行い、必要な措置を講じる必要がある。 ・ 測定指標については、取組の中心が医療費助成や医療提供体制の整備、相談支援であることから、今後も引き続き現在の測定指標を継続して採用するが、今後、上記の見直しの議論等を踏まえ、測定指標の見直しの検討を行う必要がある。 ・ ハンセン病対策については、国立ハンセン病資料館における普及啓発の取組を強化するため、学芸員等の増員や展示物の見直しなどを図りより一層入館者が増えるように見直しを図っていく。 ・ 測定指標については、取組の中心が国立ハンセン病資料館における普及啓発やパンフレットの配布であるため、今後も引き続き現在の測定指標を継続して採用する。
	(予算要求について)
	(税制改正要望について)
	(機構・定員について)

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

参考・関連資料等	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生労働省HP『衛生行政報告例』 https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/36-19.html ○厚生労働省HP『第61回厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会・第37回社会保障審議会児童部会小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会【合同開催】』資料 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212719_00004.html ○ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話 https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/hansen/hourei/4.html ○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号) https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/hansen/kokujii/dl/9.pdf ○ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号) https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/hansen/hourei/dl/9.pdf ○厚生労働省HP 中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」 https://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/01/h0131-5.html
参考・関連資料等	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生労働省HP『衛生行政報告例』 https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/36-19.html ○厚生労働省HP『第61回厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会・第37回社会保障審議会児童部会小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会【合同開催】』資料 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212719_00004.html ○ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話 https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/hansen/hourei/4.html ○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号) https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/hansen/kokujii/dl/9.pdf ○ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号) https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/hansen/hourei/dl/9.pdf ○厚生労働省HP 中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」 https://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/01/h0131-5.html

担当部局名	健康局	作成責任者名	難病対策課長 川野 宇宏	政策評価実施時期	令和元年7月
-------	-----	--------	-----------------	----------	--------